

北九マ実第6号
令和2年6月11日

適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘 様

北九州マラソン実行委員
会長 北橋 健

回 答 書

2019年11月22日付消費者支援機構福岡発2019-043号の申入れに対して、下記のとおり回答します。

記

ご指摘いただいた条項につきまして、「実際にかかった費用等」の内容や同費用等の控除が信義則に反するかの評価については、個別の事実関係を離れて一概に判断することはできないものと思料いたします。

当条項は、返金の有無・範囲について、参加を申し込む市民の予測可能性を確保するため確認的に規定したものであり、本市の決定内容に消費者が拘束されるという形成力はありません。本市の決定内容に関わりなく、消費者には不当利得返還請求権が認められ、その履行として本市が返金を行うという仕組みとなります。また、返金の有無については、上述のとおり個別の事実関係を離れては控除の金額が定まらないため、念のため決定事項として判断を留保しております。

当方としましては、返金の範囲を限定する意図はなく、当該条項を適用する事象が発生した場合には、個別の事実関係に基づき、信義則に反しない範囲で返金の有無・範囲を判断する方針であり、次回大会における当該条項は、以前回答したとおり「地震・風水害・荒天・積雪・事件・事故・疾病等主催者の責によらない事由による中止の場合、実際にかかった費用等を勘案して返金の有無・金額等を決定します。」といたします。

以上